

## ■共済掛金について

- ・加入者の給与月額を基に「標準給与月額等級及び掛金月額表」(P19参照)にあてはめ、算出します。
- ・掛金の負担 (合計 45/1000)
  - 加入者 標準給与月額×20/1000
  - 事業主 標準給与月額×25/1000
- ・共済掛金は、共済制度に加入した月から脱退した月まで毎月掛けます。  
※掛金の中断(停止)をしている期間は除く。
- ・毎年10月に標準給与月額の改定を行い、その年の10月から翌年9月までの掛金額として適用します。
- ・掛金の納付期限は、請求月の月末まで。納付期限までに納付されなかった場合、施設・団体へご連絡いたします。納付期限後1か月を超えた場合は、延滞金を徴収する場合があります。

### 用語の説明

給与月額・・・本給・調整手当、扶養手当及びその他の手当(通勤手当、時間外手当及び臨時に支給される手当を除く)の合計額

標準給与月額・・・毎月の掛金額や退職金の基礎となるもの

### よくあるご質問 より

#### Q1 採用日が月の途中の場合、その月から加入できますか。

A 加入できます。ただし、共済掛金は月単位ですので、月の途中でも1ヵ月分発生します。  
(届出様式:様式2号「新規加入通知書」)

#### Q2 退職日が月の途中ですが、掛金は納めなくていいですか。

A 退職月まで納めてください。ただし、給与の支払いがなく天引きできないなどの理由により納められない場合は、ご相談ください。